第五十二条第二項中「てん補する」を「塡補する」に改め、同項第二号中「第二条第十六項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改め、同項第四号中「本邦」の下に「（出資外国法人等が海外投資を行つた場合にあつては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域。次条第二項及び第五項において同じ。）」を加え、同項第五号中「第二条第十六項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改める。

第五十三条第一項を次のように改める。

前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が塡補すべき額は、当該事由に係る元本、配当金請求権又は不動産に関する権利等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一　当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

二　損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

第五十三条第二項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、「の額」の下に「（当該元本等を取得した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額）」を加え、同条第三項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、「対価の額」の下に「（当該元本を取得した後に保険契約に基づいて当該元本を評価した場合にあつては、その直近の評価額）」を加え、同条第四項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、「の額」の下に「（当該元本等を取得した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額）」を加え、同条第五項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「第一項第二号」を「第一項第一号」に、「てん補しなければ」を「塡補しなければ」に改める。

第五十四条第二項中「貸付金債権等の元本若しくは利子（以下「貸付金等」という。）」を「海外事業資金貸付金債権等の貸付金等」に、「三月」を「保険契約で定める期間」に、「てん補する」を「塡補する」に改める。

第五十六条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「三月」を「保険契約で定める期間」に改める。

第五十七条第三項中「第十三条第二項に規定する」を「第十三条第二項各号の」に改める。

第五十九条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「第十三条第二項」を「第十三条第二項各号」に改める。

第六十一条第二項中「第三十六条」を「第三十九条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（旧保険に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が引き受けた普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険（以下この条において「旧保険」という。）並びにこの法律の施行前に成立した旧保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第五条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

第三十五条中「、中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実」を削る。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が前条の規定による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下この条において「旧新事業促進法」という。）第十六条第一項（次条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりこの法律による改正前の貿易保険法第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付（以下この条並びに附則第九条及び第十一条において「旧海外事業資金貸付」という。）とみなされた旧新事業促進法第十六条第一項に規定する海外経営革新資金貸付又は同条第三項の規定により旧海外事業資金貸付とみなされた同項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付について引き受けた海外事業資金貸付保険及びこの法律の施行前に成立したその海外事業資金貸付保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

第七条　沖縄振興特別措置法の一部改正）

第六十六条第五項の表第十六条第一項の項を削る。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第八条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、第十一条第一項及び第十二条第一項」を「及び第十一条第一項」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が前条の規定による改正前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十二条第一項の規定により旧海外事業資金貸付とみなされた同項に規定する海外地域産業資源活用事業資金貸付について引き受けた海外事業資金貸付保険及びこの法律の施行前に成立したその海外事業資金貸付保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が前条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項の規定により旧海外事業資金貸付とみなされた同項に規定する海外農商工等連携事業資金貸付について引き受けた海外事業資金貸付保険及びこの法律の施行前に成立したその海外事業資金貸付保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三